

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-124
許認可等の種類	都市公園における行為の許可			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第18条、長野県都市公園条例第9条第1項			
許認可等の概要	都市公園における物品販売・頒布、催事等の行為の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○ 長野県都市公園使用許可事務取扱要領</p> <p>第4 行為の許可</p> <p>1 許可基準</p> <p>行為の許可については、他の公園利用者の利用状況を勘案して許可するものとするが、許可案件である行為が次の事項のいずれかに該当するときは許可をしないこと。</p> <p>(1) 都市公園の全部又は主要な部分を使用する場合で、かつ、公園利用者を排除して使用するものであること。</p> <p>(2) 公序良俗に反するもの又は誹謗中傷するものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動であるものであること。</p> <p>(4) 都市公園が本来持つ効用を損なうものであること。</p> <p>(5) 都市公園の使用により、原状回復が容易でないと認められるものであること。</p>			
基準の制定根拠	長野県都市公園使用許可事務取扱要領(平成18年 3月 3日付け17都第246号) 第4の1			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(許可申請に係る行為が多様であり、事案ごとの裁量が大きいため)			
期間の制定根拠	—			